

一般社団法人日本色彩学会 全国大会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本色彩学会（以下、本学会という.）の全国大会の運営について規定する。

(開催)

第 2 条 毎年度、原則として全国大会を 1 回開催する。

2 全国大会の開催時期は原則として 6 月下旬とする。

3 全国大会は連番で「第〇回全国大会」と呼称する。

(実行委員会の支部担当)

第 3 条 全国大会を企画運営するため、毎年度、全国大会実行委員会（以下、実行委員会という.）を組織する。

2 実行委員会は各支部が輪番で担当する。

3 前項の輪番は、原則として、6 年度を一巡とし、関東支部が隔年で 3 年度を担当し、残りの 2 年度を関西支部が、1 年度を東海支部が担当する。

(実行委員会の組織)

第 4 条 実行委員会に委員長 1 名を置く。

2 委員長は、実行委員会を担当する支部の役員会が起案し、理事会の承認を経た後、会長から委嘱する。

3 実行委員会の委員は委員長が人選する。

4 委員には、実行委員会を担当する支部以外に所属する会員を含めてよい。

5 全国大会の事務局は、原則として本学会の事務局が担当する。

(行事)

第 5 条 全国大会では、本学会の会員（非会員との連名を含む）による研究発表・作品発表のほか、実行委員会が企画する講演会、シンポジウム、講習会、見学会、企業展示会、交流会などを実施する。

(表彰)

第 6 条 全国大会では、一般社団法人日本色彩学会全国大会発表奨励賞規程に基づいて決定した受賞者に、発表奨励賞を贈る。

(規程の改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、理事会がこれを行う。

附則

本規程は、2020 年（令和 2 年）6 月 6 日から施行する。